

❁ 火災ごみの処理手数料の免除申請

大田原市・那須町内の一般家庭において、火災によるごみが発生した場合、広域クリーンセンター大田原プラザ棟窓口へ一般廃棄物処理手数料免除申請書を提出し、申請が認められれば、広域クリーンセンター大田原へ火災ごみを搬入する際のごみ処理手数料が免除されます。

なお、事業所や工場は免除の対象外です。（搬入条件を満たせば、有料での搬入は可能です。）

❁ 免除申請手順



注意

- ・火災ごみの搬入は、り災者ご本人か一般廃棄物収集運搬許可業者しかできません。
- ・火災ごみは、搬入前に分別してください。搬入基準を満たさない場合は、搬入できません。

- ・り災証明書、印鑑を広域クリーンセンター大田原プラザ棟窓口へお持ちください。
- ・原則、り災者ご本人が申請を行ってください。ご本人以外の方が申請する場合は委任状を提出いただきます。
- ・申請時に受け入れできる火災ごみ（裏面参照）の説明をします。そのため、免除申請時の火災ごみの搬入はお断りします。
- ・組合職員又は市町職員が、必要に応じて火災現場を確認し、分別などのアドバイスをすることがあります。
- ・火災ごみは、搬入前に分別してください。搬入の際に、施設内で分別することはお断りします。
- ・分別の状況によっては、搬入をお断りすることがあります。
- ・分別の判断に迷った場合は、下の連絡先にお問い合わせください。
- ・搬入は、り災者ご本人か一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。それ以外の事業者が搬入することは違法です。
- ・搬入の際は、組合職員が火災ごみの内容を確認します。
- ・当施設で受け入れできない火災ごみ（裏面参照）は、お持ち帰りいただきます。
- ・免除申請書（写）を計量窓口でご提示ください。
- ・搬入者ご本人が火災ごみを降ろしてください。

連絡先

那須地区広域行政事務組合 広域クリーンセンター大田原

連絡先：TEL 0287-20-2270 FAX 0287-20-2272

申請受付：月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分）

祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く